

しょうわ

Showa Public Relations

青空と緑と産業の町
Public Relations Showa Town
町の鳥=ひばり 町の花=れんげ 町の木=乙女椿

7月号 July.2008
No.369

まちの動き

6月1日現在()内は前月比

人口	16,791人 (-4)
男	8,681人 (+1)
女	8,110人 (-5)
世帯数	6,741戸 (+7)

CONTENTS

目次

- 人と環境すっきりしょうわ
- メタボ症候群
- 国保だより No.44
- まちのわだい



人と環境 すっきりしょうわ



自	主	研	究
グ	ル	ー	プ
活	動	紹	介



人と環境すっきりしょうわは、町が町民との協働のまちづくりを進めるために委嘱した『昭和町まちづくり委員会』の有志があつまり、昨年8月設立した自主活動グループです。

まちづくり
委員会だよね...

平成17年2月、町の委嘱を受けたあと委員自らが活動内容を定め、自主的な計画を策定し、まちづくりの提言を町に行いました。月に1回定例会を設け、「だれもが住み続けたいくなる 夢のあるまちをつくろう」をテーマに町の課題を発見し、「教育・福祉まちづくり部会」「環境・産業まちづくり部会」「安全・安心で活気のあるまちづくり部会」の3つの部会にわかれ、活動内容や町への提言を協議しました。

2年の間、各部会が講師を招いた研修や視察研修を積極的に実施し、平成19年2月、まちづくり提言書を町に提出しました。全容は、町ホームページや図書館に備え付けてありますのでご覧ください。



町では、提言の内容を協議し、「ごみのないきれいな町にする条例」の制定や、青色防犯灯の設置を行っています。

人と環境すっきり
しょうわの活動

昨年のふるさとふれあい祭では、環境美化、地球温暖化防止活動の一環として、「手作りマイバック」コーナーや、地球温暖化クイズ、菜の花の種の無料配布などの啓蒙活動を行いました。



現在は12名のメンバーで「できる人が、できるときに、できることを」実践しています。主な活動は、①荒れた荒廃農地を守る活動②地球温暖化防止活動③バイオディーゼル燃料を普及する活動④河川等の環境美化活動、です。

5月10日の日曜日は、雨天の中、グループで借りた遊休農地に、ひまわりの種を蒔きました。





夏には、満開のひまわりが黄金色に輝き、訪れる人たちの心をいやしてくれることを期待しています。また、収穫した種はバイオディーゼル燃料として再利用をします。

7月5日(土)は、バイオディーゼルネットワーク山梨主催の「廃食油回収キャラバン」を町と共に応援し、役場前で回収作業をいたします。

みなさんも、使わなくなった廃食油は捨てずに、当日お持ちください。

廃食油回収キャラバン

～廃食油の再利用を進めよう～

地域で使用済み天ぷら油が廃棄物として処理されている中、廃食油を再使用して、バイオディーゼル燃料（ディーゼル車輛の軽油代替燃料です）として利用が始まり、5年間で県内に取り組みが広がりました。

今年、^{とうやこ}洞爺湖サミットで環境の問題（地球温暖化防止）が大きなテーマとされる中で、廃食油の回収と再利用を地域に呼びかけます。

廃食油回収キャラバン日程

回収日時：7月5日(土)午前10時から11時30分まで

回収場所：昭和町役場玄関前

⇒上記会場では、時間以外での回収は行いませんのでご注意ください。

⇒県内での回収場所は、コープやまなしホームページに随時掲載していきますのでご覧ください。

《回収できる油》

- ◆回収する油は、家庭用で使用済みになった天ぷら油（廃食油）と賞味期限切れの天ぷら油です。
- ◆業務用に関しては回収することはできません。
- ◆賞味期限切れの天ぷら油は、そのままの容器でお持ちください。
- ◆回収時に発生する外箱はお持ち帰りをお願いします。
- ◆使用済み天ぷら油は、ペットボトルなどの容器に保管してお持ちください。
- ◆会場によっては、廃食油をポリタンクに移す場合がありますので、その場合は、空容器はお持ち帰りください。
- ◆底にたまるラードなどの動物油や天かすは除くようにしてください。

《当日の予定》

廃食油の回収、バイオディーゼル燃料給油車輛の展示、廃食油再利用に関する説明を行います。（一部の会場では、説明のみになる場合もあります）

☆メイン会場は、コープやまなし甲府センター（甲府市古上条町 428-5）です。

午前10時から午後4時まで廃食油の回収を行っています。

主催：バイオディーゼルネットワークやまなし事務局田中（コープやまなし内）（☎ 243-6327）

後援：人と環境すっきりしようわ・昭和町



この指とまれ！

*「人と環境すっきりしようわ」の活動に関心のある方は、お気軽にご参加ください。
問合せ 総務課 伊藤まで（☎ 275-8153）

メタボリック症候群

解消と予防

運動編

メタボリック元年・・・
4月からメタボリック症候群（メタボリックシンドローム）に着目した新しい検診制度が始まっています！

内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態・・・「メタボリック症候群」。30代半ばにしてすでに「危ない」状態になった男性が、その改善に向けて一念発起。取り組みの一部を紹介します。

コレステロール	29 ~ 119mg/dl	H18	H17	H16	H15
カルシウム	8.1 ~ 9.8mg/dl				
CPK	49 ~ 267IU/l				
中性脂肪	23 ~ 146mg/dl	130	140	103	291
総コレステロール	131 ~ 219mg/dl	131	260	222	271

3年後の変化は・・・

こちら

平成 18 年のデータ

性別 男
年齢 43 歳 (+3)
身長 174 cm
体重 70.5 kg (△ 8)
体脂肪率 約 20% (△ 8)
BMI 23.3 (△ 2.7)
中性脂肪 135 (△ 264)
総コレステロール 181 (△ 50)
腹囲 81 cm (△ 7)



平成 15 年のデータ

性別 男
年齢 40 歳
身長 174 cm
体重 78.5 kg
体脂肪率 約 28%
BMI 26
中性脂肪 399
総コレステロール 231
腹囲 88 cm



これはまずい！

まだ若いと思っていた30代。体が重くなったことは承知していました。健康診査を受けても、結果に対して関心もなく、いつもと変わらない生活を続けていました。

健診受診から数週間。町から一通の封書をもらいました。「要精密検査」。「あなたは、さらに詳しい検査が必要です」といった内容にうろたえしました。当時の結果は上表（右）のとおりです。体重と体脂肪率は標準とかけ離れ（もちろん多い方）、BMIも標準オーバー。そして精密検査の要因となったのが中性脂肪の項目です。標準値の上限は149。それがなんと399！

「これってどんな血ですか？」
思わず聞いてしまいました。このとき初めて「メタボリック症候群」という言葉を耳にしました。健診結果報告会で保健師さんから高脂血症や肥満症などの生活習慣病だと聞かされ、節制と運動を心がけるよう言われました。「これはまずい」が素直な感想でした。

とりあえず運動だ！

内臓脂肪や体重を減らすには継続して運動することが一番だそう。食事制限によるダイエットはリバウンドが心配。年齢的に激しい運動は無理なので、どうしようか。とりあえず、自転

車に乗ってみました。「動脈硬化が心配だから急に激しい運動はダメ」とお医者さんに言われたこともあり、気ままに始めました。

(20—年齢) × 60%

メタボリック症候群を解消するため始めた運動ですが、脂肪を効果的に燃焼し体重を落とすことを目標としました。いろいろ調べたところ「有酸素運動がよい」とのことでした。最大心拍数の6割程度で運動することが最も脂肪燃焼効率が高い有酸素運動と言われています。そのヒントとなるのが、220—年齢。これを最大心拍数としてその6割の心拍数を維持して運動しました。心拍計などを使えばより正確ですが、目安は「軽く汗ばむ程度」の運動強度。体感的にそれほどキツイものではありませんでした。

成果あった！

週3日、1日30分

無理のない範囲で継続する為、自身に高いハードルは設けませんでした。特に食事制限もせず、週3日、1日30分くらいを目途にサイクリングを続けました。一ヶ月目くらいからベルトがゆるくなり、体重も徐々に減ってきました。同じ体脂肪でも内臓脂肪は比較的減少しやすいらしく効果を体感できました。

楽しく達成感

さて、どの運動が有酸素運動に適しているかというのは一概に言えません。ウォーキングや水泳も代表的な有酸素運動です。途中でやめてしまつては意味がありませんので「楽しみながら同時に達成感もある」「自分に合っている」運動を実践すること。が何より大切であると思います。持病のある方や運動習慣のない方がいきなりキツイ運動をする必要はありません。主治医に相談するなどして自分にとって心地よい運動を少しずつ継続していきましよう。

生活習慣病の予防は、私たちの生活の一部として考えていかなければなりません。気軽に楽しく無理をせず、達成感のある運動を日常生活に取り入れ、健康を維持していきたいですね。

発汗などで水分を失う（体重の約3%）と運動機能や体の調整機能などが低下し、めまいや吐き気を起こすのが熱中症。運動中は、こまめに水分補給を行い、熱中症にならないよう気をつけましよう。運動により失われるものの中には、水分のほか塩分やミネラルも含まれます。これらを補うものとしてスポーツドリンクが一般的です。糖分を摂りすぎない範囲で活用したらよいと思います。

熱中症に注意

★継続のキーワード★

- ☆ 無理しない
- ☆ 気軽に楽しむ
- ☆ 達成感

★カロリー消費の目安★

ご飯約 2.5 杯を消費する！
(約 300kcal)

- ☆ 散歩 110 分
- ☆ ウォーキング(速歩) 60 分
- ☆ サイクリング 60 分
- ☆ 水泳 30 分

※ 個人差があります。
1 週間に 1,000kcal ~ 1,500kcal の消費が目安だそうです。

メタボ予防は・・・

「1 に運動、2 に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」と言われています。食事や禁煙についても考えたいですね。

みなさんの

健康

山梨県臓器移植
推進財団より

問合せ (☎ 273-1082)

e-mail yzouki2000@yahoo.co.jp

企画 財団法人 里仁会

「臓器移植」というと、私たちの生活から、かけ離れたことばのように聞こえますが、献血は輸血という「血液の移植」として身近に行われています。

臓器や組織の移植としては、心臓が停止してから提供できる「献腎」と「献眼」は、意思表示カードがなくても、ご家族の同意により提供することができます。平成9年に臓器移植法の施行がされてから、脳死の状態で本人の意志とご家族の同意により心臓、肺、肝臓、小腸、すい臓などの臓器提供もできるようになりました。従って「提供する」「提供しない」という意志は、意思表示カードに記載し、さらにご家族の承諾をいただいで実現します。脳死とは、脳の機能がすべて停止した状態のことです。植物状態は、脳の脳幹という部分は生きていて自分で呼吸ができる状態ですから、脳死とは違います。脳死となった場合、提供の御意思を表示する意思表示カードを提示することによって、臓器移植コードイネーターがご家族へ提供についての説

明をします。ご家族が提供を承諾されますと、専門医が脳死判定（時間をあけて2回）を行い、すべての脳の機能停止を確認します。法律が施行され脳死で提供できるようになりましたが、まだまだ提供者が少なく移植で助かる命が失われています。現在、県内で脳死による臓器提供が出来る病院は、県立中央病院と山梨大学付属病院ですが、心停止後の提供は手術室のある病院であれば可能です。万が一の時、最後に出来る命の贈り物として「臓器提供」を考えていただければと思います。また、ご本人の命が尽きてしまつても、誰かの体の中で生きていることが、残されたご家族の支えになることもあります。

当財団では、県民の皆様は、このようになご理解をいただくために普及啓発を行つていきます。山梨県より、意思表示カードを市町村、銀行、コンビニなどに設置していただき、皆様が身近にすることが出来ます。また、臓器提供したいという尊いご意思を無駄にしないよう、病院などの協力もお願いしています。病院や各種団体、学校、市町村の愛育会などに説明会をさせていただいております。透析をされている方や、透析導入の方々は「献腎移植登録のご案内」をしています。山梨大学医学部付属病院で移植を希望される方の予約や補助、献腎移植についての説明なども行なっております。ごうぞ、お気軽にお問い合わせ下さい。

国保

だより

No. 44



国保被保険者 加入世帯 2,621 世帯 被保険者 5,056 人 平成 20 年 5 月末現在

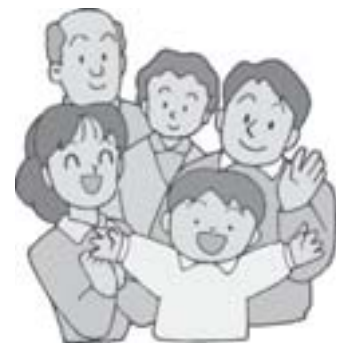
国民健康保険税の本算定が 7 月になりました

平成 20 年度は、「後期高齢者（長寿）医療制度」の創設等医療を取り巻く状況が大きく変わる年となります。

町国民健康保険も長寿医療制度の本算定月の 7 月に合わせ、昨年まで 8 月に行っていた本算定を 1 カ月早い 7 月といたしました。

昨年度までの国保税は、医療費の支払い分に充てる医療保険分と介護納付金に充てる介護保険分（40 から 64 歳までの方のみ）で税額が決められていましたが、今年度からは、従来の医療保険分が医療保険分と後期高齢者支援金分に分かれます。これは、今年度から始まりました後期高齢者（長寿）医療制度を他の医療保険者（各社会保険、市町村国民健康保険等）が支援をする仕組みがとられ、74 歳までの方の医療費分と後期高齢者（長寿）医療制度を支援するための分とを明確に分けることになったためです。

変わります




税額は次の方法により、
 ① 医療保険分 ② 後期高齢者支援金分 ③ 介護保険分（40 から 64 歳までの方のみ）のそれぞれを決め、その合計額が今年度の年税額となります。

また、国保の税率等につきましては、平成 17 年度から 3 年間据え置いてきたところですが、年々増えていく医療費を賄っていくため今年度は見直さざるを得ない状況となりました。今年度町国民健康保険税の税率及び税額は次のようになります。

▼平成 20 年度町国民健康保険税率・税額表

	医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得 割 率	4.80%	1.20%	1.10%
資 産 割 率	23.0%	9.0%	5.7%
被 保 険 者 均 等 割 額	24,700 円	8,200 円	8,000 円
世 帯 別 平 等 割 額	24,000 円	7,000 円	5,000 円

納付

7 頁の計算式の  にそれぞれのご家庭の状況により、所得金額、固定資産税額、国保加入者数等をあてはめて計算してください。

これにより計算されます国保税の額からすでに納めていただいている 4 月、5 月、6 月の仮徴収額を引いた金額を 8 月以降 9 回の納期で納めていただきます。

これからも町国民健康保険を維持、継続していくためご理解、ご協力をお願いいたします。



△ 保険税の額は次のように決められます

保険税は各世帯単位で決められます。医療保険分、後期高齢者支援金分は国保加入者のいる世帯すべてに賦課ふかされます。40 から 64 歳の国保加入者のいる世帯は介護保険分が加わります。

(限度額：医療保険分 47 万円・後期高齢者支援金分 12 万円・介護保険分 9 万円)

1 医療保険分

① 所得割額…所得に応じて計算

$$\left(\text{総所得金額} \text{ 円} - \text{保険税基礎控除} \text{ 330,000 円} \right) \times \text{税率} \text{ 4.80 \%} = \text{ } \text{ 円}$$

② 資産割額…資産に応じて計算

$$\text{固定資産税額} \text{ 円} \times \text{税率} \text{ 23.0 \%} = \text{ } \text{ 円}$$

③ 均等割額…加入者数に応じて計算

$$\text{国保加入者数} \text{ 人} \times \text{1人あたりの金額} \text{ 24,700 円} = \text{ } \text{ 円}$$

④ 平均額割…一世帯当たりの金額

$$\text{1世帯当たりの金額} \text{ 24,000 円}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = \text{1年間の医療保険分の税額} \text{ 円}$$

2 後期高齢者支援金分

3 介護保険分【40歳～64歳の方】

2 後期高齢者支援金分・3 介護保険分も上記 1 (医療保険分) の①, ②, ③, ④の計算式と同じです。それぞれの税率 (6 頁) を用いて計算してください。〔介護保険分の計算は、40 歳～64 歳の方のみの所得・資産税・人数となります。〕

7月に後期高齢者(長寿)医療制度保険料が決まります

～平成 19 年中の所得の確定により 7 月に長寿医療制度の本算定が行われます～

特別徴収(年金からの天引き)の方

すでに 4 月の年金から天引き(特別徴収の仮徴収)されている方は、この本算定を受け 10 月の年金からは本算定額から 4 月、6 月、8 月に年金から天引きされた分を引いた残りの額が引かれることになります。

普通徴収(納付書または口座振替)の方

老齢、退職年金、遺族年金、障害年金等の受給額が年間 18 万円未満の方、介護保険料と合算すると合算額が年金の半分以上を超えてしまう方、65 歳以上の障害者認定を受けている方、6 月以降に 75 歳の誕生日を迎える方または転入してきた方は年金から天引きはされません。7 月から翌年の 2 月までの 8 回に分け納税通知書にて納めていただくことになります。納税通知書は 7 月中旬に郵送いたします。

また、平成 19 年中所得の確定により前年との所得に変動があり、医療を受けるときの負担割合が変更(1 割から 3 割、または 3 割から 1 割)になる方には通知が届きます。保険証は役場窓口で交換となりますので、よろしくお願ひします。

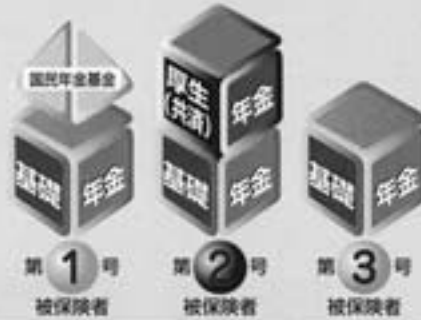
※後期高齢者(長寿)医療制度は今後、低所得者に対する取り扱い等が変更になる可能性があります。

問合せ 町民窓口課 国保係 (☎ 275-8264)

シリーズ国民年金

国民年金のしくみ

国民年金制度では、すべての人が共通の基礎年金を受けます。厚生年金や共済組合に加入した人は、基礎年金を国民年金から、給料に比例した上乗せの年金をそれぞれの年金制度から受けるようになっています。いわゆる二階建ての年金制度です。



国民年金の3つの柱	① 年をとったら(65歳になったら)	② 病気や事故などで障害者になったら	③ 夫が亡くなったとき子のいる妻、または子に
	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

国民年金には、日本国内に住むすべての方が加入します

国民年金に加入しなければならない人は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人たちです。職業や収入を問わず加入します。



加入者は3つのグループに分けられます

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
自営業者、農林漁業者、無職、自由業者、学生等	厚生年金や共済組合の加入者 <small>厚生年金や共済組合に加入すると、自動的に国民年金にも加入したことになります。</small>	厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者

20歳になったら

学生のみなさんも加入します

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金に加入しなければなりません。学生の方々もこの例外ではありません。学生納付特例の申請手続きをしなかったり、保険料を納め忘れたりすると、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられません。また、将来受ける老齢基礎年金も減額されてしまいます。このようなことがおきないように必ず手続きをするようにしましょう。

希望すれば加入できる人 [任意加入者]

- ◆ 60歳未満の人で、厚生年金や共済組合から老齢(退職)年金を受けている人
- ◆ 60歳以上65歳未満の人(老齢基礎年金を受けていない人)
- ◆ 海外にお住まいの日本人(20歳以上65歳未満)

*平成20年度より新規加入する場合は、保険料の納付は原則として3年分前払となります(やむを得ない場合を除く)。詳しくは、国民年金の書1にお問い合わせください。

65歳以上の人でも加入できる場合もあります

65歳になるまで任意加入しても老齢基礎年金を受けるための期間が不足している人は、70歳になるまで加入することができます。ただし、昭和40年4月1日以前生まれの人が対象で、年金の受給権ができるまでの加入となります。



年金は、世代と世代間の支え合いの制度です。年金についても一度考えてみませんか…

【その43】

医療の現場から

武川病院

山梨県下で初めて夜間の救急医療体制がスタートしたのはいつのことか、みなさんはご存知でしょうか。それは昭和35年の甲府救急当番医制にまでさかのぼります。当時は全国的に休日夜間の救急医療を扱う医療機関が少なく、甲府市医師会独自で当番医制を開始しました。発足時には、山梨県立中央病院を中心とした甲府市内の五つの公立病院と、五つの私立病院で協働体制がしかれました。当院は当番医制発足時の私立病院のひとつでした。

平成元年、当院は昭和町に移転いたしました。甲府救急当番医を辞退することなく引き続き参加しておりました。平成9年1月、甲府救急当番医制を規範とし、中巨摩地区病院群輪番制が開始されました。その結果、当院では甲府の夜間救急当番を週に1回、中巨摩の当番を週に2回担当することになりました。当時は甲府と中巨摩の当番日を同じ日に行うことが許されてい

たため、月に10回程度の救急当番をこなしておりました。平成14年4月には従来の中巨摩地区病院群輪番制が整備され、入院施設のある三病院（巨摩共立病院、宮川病院、武川病院）が深夜の時間帯の救急当番を交代で担当しておりました。当院は従来と同じく月に10回程度の深夜救急当番を行っておりました。

ところが、平成16年8月、当院の夜間救急体制にひとつの転機が訪れます。それまで甲府救急当番日と中巨摩救急当番日は日によって重複することが許されておりましたが、国の補助金の都合により、当番日の重複が許されなくなりました。そのため当院は、甲府と中巨摩を合わせて月に14〜15回（ときにはそれ以上）の深夜救急当番を受け持たざるを得なくなりました。これは週3〜4回、深夜救急を行うことを意味します。当院は、個人病院として深夜救急当番を受け持つ立場から、新救急体制での当番医継続が困難になる可能性のある旨を申し出ました

が、ついに受け入れられることはありませんでした。救急日は医師、看護師、検査技師、当直事務員らに肉体的、精神的なストレスを強要します。とくに医師は徹夜の勤務を行った後、翌日も平常の勤務をこなさなければなりません（事実上の36時間勤務）。そんな中、当院では常勤医ふたりが週1日ずつ（ときに2日）の当直日を担当し、それ以外の5日を非常勤医に協力していただきながら当直体制を守って参りました。

しかし平成18年4月、当直を担当していた常勤医のひとりが開業するために退職し、事実上、夜間当直を行う常勤医はひとりになりました。さらに慢性的な看護師不足により、医療スタッフの疲弊はピークとなりました。現在でも医師、看護師ともに充足されておらず、まさに現代日本医療（とくに地方医療）の問題である医師不足、看護師不足を体現している状況にあります。平成20年3月、当直担当の常勤医が体調不良を訴えて倒れるに至り、当院はひとつの苦渋の決断を下しました。昭和35年より48年間に渡って継続して参りました甲府市救急輪番制を、平成20年3月をもって辞退致しました。また中巨摩地区病院群輪番制も、平成20年5月をもって辞退することとなりました。

今当院は、平成元年の昭和町移転以来の岐路に立っております。しかし移転当初から持ち続けている、昭和町のみなさんのための地域医療に貢献するという信念には、何ら変わりはありません。救急輪番制は辞退致しましたが、夜間休日も従来通りの当直医制を継続しております。掛かりつけの患者さんに限らず初診の患者さんでも、当院に電話を入れていただければ以前と同様に受診可能です。ただし救急車を利用する場合は、次の手順が必要となります。

1. まず当院に電話で受診の確認をする。（☎2757311）
2. つぎに救急隊に連絡をし、「武川病院に連絡済みであり、受け入れ可能との返事を受けている」旨を伝える。

すると救急隊から当院に受診の確認の連絡が入り、当院に救急搬送されることとなります。最初に救急隊に電話を入れてしまつと、当院の掛かりつけ患者さんであっても、救急輪番制の担当病院に搬送されるシステムになっております（じつは当院が救急輪番制に参加していたときにも、当院の救急当番以外の日に、当院の掛かりつけ患者さんが他の病院に搬送されるという事態が何度も起きておりました）。

甲府市から昭和町へ移転してから、早いもので20年が経ちました。今後も昭和町唯一の急性期病院として、併設する介護老人保健施設「ひばり苑」とともに、昭和町の医療の一助となるよう、職員一同研鑽を続ける所存です。

医療法人 武川会 武川病院
院長 武川 悟



税務課からのお知らせ

**申告を
お忘れなく!!**

◆平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方が 申告すると住民税の還付が受けられます◆

平成19年中（平成19年1月から12月末日）の所得が大きく下がり、平成19年分の所得税が課税されなかった方に対する減額措置です。

税源移譲は、町県民税額を増やし所得税額を減らすことにより、町県民税と所得税を合わせた税負担額は、変わらないようにするしくみです。しかし、退職するなどして平成19年中の所得が大きく下がり、**所得税がかからなかった場合には、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、町県民税率の変更による税負担の増加の影響のみ受けることとなります。**

このため、減額措置が設けられましたが、対象年度は、平成19年度分町県民税のみです。

対象となる方

次の①と②両方に該当する方が対象となります。

- ①平成19年度町県民税の課税所得金額 > 所得税との人的控除額の差の合計額
(申告分離課税分を除く)
- ②平成20年度町県民税の課税所得金額 ≤ 所得税との人的控除額の差の合計額
(申告分離課税分を含む)

*平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、適用されません。

*寄付金控除などの人的控除以外の控除の差額や、住宅ローン控除などの税額控除によって所得税が課税されなくなった方には、適用されません。

申告のしかた

対象となる方は、平成20年7月1日から31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所地の市町村へ、「平成19年度分市町村民税道府県民税減額申告書」を提出してください。(申告書は町税務課窓口にて用意してあります。)

**申告期間
平成20年
7月1日～31日まで
税務課へ**

減額（還付）は…

平成19年度町県民税所得割額（分離課税に係る所得割を除く）から調整控除後の税額に、税源移譲前の税率で算出した税額を差し引いた額を減額（還付）します。

問合せ 税務課 住民税係 (☎ 275-8265)

対象となり得る方は、
例えば…



出産や
病気のため
長期休職
されていた方

定年退職
された方や
依願退職
された方

自営業で
業績悪化のため
大幅に所得が
減った方

昭和町職員採用に伴う 山梨県町村職員統一採用試験のお知らせ

平成 21 年度の昭和町職員採用にあたり、採用試験を山梨県町村職員統一採用試験の要領に基づき実施します。

受付期間 7月9日（水）から31日（木）まで
午前8時30分から午後5時30分まで（土・日・祝日は除きます）
「電子申請システム（やまなしくらしねっと）」でインターネットによる受付もできます。インターネット受付期間は7月9日（水）から23日（水）まで

第1次試験 8月31日（日）山梨学院大学（甲府市酒折 2-4-5）

職種	区分	受験資格	採用予定者数
事務職	I	昭和 55 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた者で、大学を卒業した者、卒業見込の者及び同程度の学力を有する者	若干名
事務職	II	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までに生まれた者で、高校を卒業した者、卒業見込の者及び同程度の学力を有する者	
事務職 I・II 共通		受験者本人または保護者（親）が平成 20 年 4 月 1 日以前から引続き昭和町に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること	

【試験方法・内容】

第1次試験（事務職 I）

- * 教養試験〔択一式 120 分〕…公務員として必要な一般的知識、技能について、I は大学卒業程度 II は高校卒業程度で試験を行う。
- * 事務適正検査〔10 分〕…職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力面から検査を行う。

第2次試験

- * 論述試験〔記述式：90 分〕 * 口述試験 * 一般性格診断検査

申込み・問合せは総務課（☎ 275-8153）までどうぞ

平成 20 年度甲府地区消防職員採用試験

第1次試験日・試験会場 8月9日（土） 山梨英和大学（甲府市横根町 888 番地）

試験申込書などの配布 7月1日（火）～（土・日・祝日を除きます）

試験申込み受付期間 7月9日（水）～18日（金）（土・日・祝日を除きます）午前9時～午後5時

試験区分・資格

試験区分・人員	受験資格		備考
消防吏員（消防士） 12 名程度	高等学校	昭和 62 年 4 月 2 日以降生まれ	平成 20 年 7 月 9 日以前から甲府市、甲斐市（旧竜王町・敷島町に限る）、中央市及び昭和町に住所を有している方
	短期大学 専修学校	昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれ	
	大学	昭和 58 年 4 月 2 日以降生まれ	

問合せ 甲府地区消防本部人事課 甲府市伊勢 3 丁目 8 番 23 号（☎ 222-1249）

春の球技大会が開催されました

5月11日(日)町総合体育館において、平成20年度春の球技大会開会式が行われました。参加者のみなさんは、各種目で汗を流し楽しんでいました。結果は次のとおりです。

第43回地区対抗
野球大会



優勝 河 西 区
準優勝 西 条 新 田 区
第3位 飯 喰 区・上河東二区

第19回地区対抗
ソフトバレーボール大会



優勝 河 東 中 島 区 A
準優勝 西 条 二 区
第3位 押 越 区 A・上河東

第20回地区対抗
グラウンドゴルフ大会



優勝 河 西 区
準優勝 築 地 新 居 区
第3位 河 東 中 島 区

第49回地区対抗
卓球大会



優勝 西 条 一 区
準優勝 河 西 区
第3位 西 条 二 区・押 越 区

第39回地区対抗
ママさんバレーボール大会



優勝 西 条 二 区
準優勝 西 条 一 区
第3位 押 越 区・上河東区

第37回地区対抗
一般男子バレーボール大会



優勝 西 条 新 田 区
準優勝 清 水 新 居 区
第3位 西 条 二 区・紙 漣 阿 原 区

第30回地区対抗
壮年男子ソフトボール大会



優勝 西 条 二 区
準優勝 飯 喰 区
第3位 築 地 新 居 区・河 東 中 島 区

町民ゴルフ大会

第42回春季町民ゴルフ大会
個人(敬称略)



優勝 松 岡 格
準優勝 石 原 昭 裕
第3位 河 澄 丑 三

第42回春季町民ゴルフ大会
地区対抗



優勝 河 東 中 島 区
準優勝 河 西 区
第3位 西 条 二 区

4月13日(日)昇仙峡カントリークラブにて開催されました。

昭和町議会と山梨学院大学の ローカル・ガバナンス学会と包括提携！！

昭和町議会は、議会改革を進めるため、山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センターと同大学で協定書に調印しました。昭和町議会が山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センターと提携することにより地方議会が抱える問題について、調査・研究し、協力することで地方分権の改革に取り組むことが目的です。

5月22日山梨学院大学 調印式



山梨県町村議会議長会表彰を昭和町議会が受賞

5月28日（水）山梨県町村議会議長会にて、平成20年度の優良町村議会（1議会のみ）として昭和町議会が選ばれ、議会改革への取り組みに対して表彰状をいただきました。ご来賓の横内県知事はじめ樋口県議会副議長などから祝辞がありました。これからも昭和町議会は、町民に信頼される議会を目指し、学ぶ議会・行動する議会・改革、変革する議会実現のため、議員一同努力して参ります。



◇町長と語らいのとき

日時 7月2日（水）
午後1時30分～4時
場所 町長室
*あらかじめ総務課までご連絡ください。
(☎ 275-8153)

◆行政相談

日時 7月16日（水）
午後1時～3時
場所 中央公民館2階

◆消費生活無料相談

日時 7月11日（金）
午前10時～正午
場所 中央公民館2階
*直接会場へお越しください。
お問合せは企画財政課まで (☎ 275-8154)

◆教育相談

日時 随時（水・金・土・日曜日、祝日は除く）
午前9時～午後4時
場所 中央公民館2階
*直接会場へお越しください。
問合せは、町教育カウンセラーまで (☎ 275-6951)

◇心配ごと相談

日時 7月9日・23日
毎月第2・4水曜日
午後1時30分～3時30分
場所 社会福祉協議会
*あらかじめ町社会福祉協議会までご連絡ください。
(☎ 275-0640)

◇結婚相談

日時 月～金曜日は受付のみ
午前8時30分～午後5時
第2・第4土曜日は
午後1時30分～4時
場所 総合会館2階相談室
*直接会場へお越しください。
お問合せは、社会福祉協議会事務局まで (☎ 275-1881)
*なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

お知らせ

◆ボカシつくり会

日時 7月22日（火）
場所 総合会館裏
時間 午後1時～
*不用犬・猫のお問合せは、環境経済課まで (☎ 275-8355)

◇町へのご意見箱(ホームページ)

*ご意見やご要望、日ごろ町政についてお気付きの事を、町のホームページからお寄せください。

環境経済通信

NO.3

7月1日から

問合せ 環境経済課 (☎ 275 - 8355)

家庭から出る使用済みの「天ぷら油」 (廃食油) の試行回収を始めます！！



今まで家庭においては、天ぷら油を凝固剤で固めて燃えるゴミとして地区の収集小屋に出していましたが、天ぷら油が貴重な資源BDF（バイオディーゼル燃料）に生まれ変わります。

町では、すでに資源回収車の燃料として使用しています。みなさまのご協力をお願いいたします。

回収場所 環境経済課 平日：午前8時30分～午後5時30分
(土・日・祝日は除く)

役場2階環境経済課前に、回収スタンドを設置いたしますので、天ぷらなどを揚げた後の廃食油をペットボトルなどに貯めてお持ちください。

☆お持ちいただいた方には、「**台所用粗品**」を進呈いたします！

注意事項

- ◎天かすなどを取り除いてください。底にたまるラードなどの動物油をできるだけ入れないようにしてください。
- ◎お持ちになった油をポリタンクに移し、容器（ペットボトルなど）はお持ち帰りいただきます。
- ◎天ぷら油は適度に使用したもので結構です。ただし長時間放置されたものや直射日光のあたる場所、高温な場所に置かれていたものは使用できない場合があります。
- ◎賞味期限が切れた油も回収します。
- ◎回収した油は甲府市にあるバイオディーゼル燃料のプラントに運びます。



○回収可能な油の種類（植物油）

なたね油、大豆油、コーン油、ごま油、紅花油、ひまわり油、サラダ油等

×回収できない油の種類

鉱物油、牛脂、豚脂（ラード）、パーム油、ヤシ油等

★★町では、廃食油の回収にご協力をいただける団体グループを募集しています★★

問合せ 環境経済課 環境衛生係 (☎ 275-8355)